

## <XI> その他

### 1 災害共済給付制度について

中学校の管理下（通常経路を利用して朝、家を出て家に帰るまでと課外指導中）における生徒等の災害（センター法上の災害は負傷、疾病、障害又は死亡の4種類をいいます。）について、その保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが災害共済給付を行うものです。

学校管理下で発生した災害で医療機関に受診した場合、日本スポーツ振興センター扱いになり、治療費の一部が負担されます。但し生活保護受給世帯は別扱いになります。

災害救済給付を行うために、逗子市教育委員会と独立行政法人日本スポーツ振興センターで契約を締結し、共済掛金は逗子市で支払いをしています。万が一災害に遭われた場合は、申請に必要な情報を独立行政法人日本スポーツ振興センターへ送付しますので予めご了承下さい。支給される金額は健康保険法に基づく療養の10分の4の額です。但し、療養に要する費用が500点未満（窓口で支払った額が1500円以下）の場合は対象になりません。対象になった場合給付請求に必要な用紙は担任を経由してお渡しします。

尚、（小児）医療証をお持ちの場合でも学校管理下での災害では、日本スポーツ振興センター制度を優先して利用していただくようお願いいたします。

学校管理下で万が一お子さんが事故やけが等で入院した場合には逗子市より入院見舞金として入院日数により定められた額をお支払いします。見舞金の支払い手続きの際に必要な情報を通学されている学校を通して逗子市教育委員会から保険会社へ送付しますので予めご了承下さい。

### 2 就学援助制度のお知らせ

逗子市教育委員会

逗子市では、経済的な理由でお子さんを逗子市立小・中学校に通学させるのが困難な保護者の方に、学用品費や給食費などの学校生活に必要な費用の一部を援助する制度を行っています。世帯員全員の市民税が非課税である、児童扶養手当の支給を受けた世帯などが援助の対象となります。その他、経済的に就学が困難な世帯は、収入状況、世帯構成など総合的に判断して、認定可否の審査をいたします。

#### <援助の内容>

給食費、学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、学校病医療費、学校徴収金等を援助しています。なお、認定の時期や通学距離等によって、援助の対象とならないものもあります。中学校給食費については、小学校の給食及び中学校給食と同様で実費で援助の対象となります。

～memo～